

令和 5 年 2 月 16 日

新型コロナウイルス感染症対策専門員会議

広島県の新型コロナウイルス感染症の状況にかかる評価と提言**【感染状況・医療提供体制】**

- 県内の新規報告者数は 1 月 6 日をピークに全ての年代で減少傾向が継続しており、県全体の直近 1 週間の新規報告者数（人口 10 万対）は、2 月 15 日時点で 173.8 人と第 8 波の入口を下回る水準まで低下している。
- 入院患者数も減少が続き、2 月 6 日以降、病床使用率は最大確保病床数（緊急フェーズⅡ 925 床）の 3 割を下回る状況にあり、2 月 10 日からは一般フェーズ 4 に引き下げて対応している。
- また、医療機関や高齢者施設等におけるクラスターの発生件数は、2 月に入り減少している。
- 広島市消防局における救急搬送困難事例は、依然、昨年よりは高い水準にあるものの、12 月下旬（12 月 19 日～25 日）をピークに減少傾向が継続している。
- 季節性インフルエンザについては、令和 5 年第 3 週（1 月 16 日から 1 月 22 日）の定点当たりの報告患者数が広島市保健所管内で注意報開始基準値（定点当たり 10）を上回り、3 シーズンぶりに注意報を発令したが、その後、横ばいの状態で推移している。

【レベル判断について】

- 県内の新規報告者数は減少傾向が続いており、低い水準にある。また最大確保病床数に対する病床使用率もレベル 2 の指標である「概ね 30～50%」を下回って推移する等、医療への負荷は小さくなっていると考えられる。
- 以上のことから、現在の広島県の感染状況等の評価は、感染小康期に当たる「レベル 1」の状態にあると判断する。

【対処方針の改正について】

- 国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の5類感染症に位置づけることを決定した。
- また、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用についても、令和5年3月13日から個人の判断に委ねる方針を決定し、あわせて各個人の判断に資するよう、着用が効果的である場面を示したところである。
- このような中、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、「感染症法上の位置づけの変更」及び「マスク着用の考え方」に関する事項等を追記した、県の対処方針の見直し案については、妥当と考える。

【今後の感染拡大防止対策等について】

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法の分類上の5類に移行することが国から示されたところではあるが、移行によって感染・伝播性や重症化リスク等ウイルスの特性が変わるわけではなく、また流行時期や規模を予想することができない状況が続くことに留意する必要がある。
- 県においては、今後も感染拡大が生じうることを想定して、高齢者や基礎疾患のある者等重症化リスクの高い者を守ることを念頭に、類型変更後も必要な医療の提供が円滑に行われるよう、関係団体や各医療機関等と連携して準備を進めることが必要となる。
- また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着いているが、3月以降、人の移動が増加することに伴う感染再拡大も懸念されることから、県民に向けては、引き続き、ワクチン接種の勧奨と併せ、手指衛生や換気の徹底、効果的な場面でのマスクの着用等、基本的な感染対策の呼びかけが求められる。